

新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口について

佐賀労働局では、今般の新型コロナ感染症の影響による労働関係について特別労働相談窓口を開設しましたのでお知らせします。

○事業主の皆様へ

- ・感染の影響による、休業等の際の労働条件等について
- ・感染の影響により休業した場合の助成措置等の有無について
- ・感染の影響による従業員の解雇等に関する事

○労働者の皆様へ

- ・感染の影響により休業となった場合の賃金の支払い等について
- ・感染の影響による解雇、雇止めに関する事

※お問い合わせ後は、各専門窓口をご案内する場合がありますので、予めご了承ください。

佐賀労働局雇用環境均等室

電話0952-32-7218

受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日除く)

労働相談以外についてのご相談は、厚生労働省に電話相談窓口が開設されています。

電話0120-565-653 受付時間9時～21時(土日祝日も実施)

中小企業・小規模事業者支援として、九州経済産業局にも相談窓口が開設されております。